

建築物木材利用促進協定の締結の申入れ書

2023年2月20日

愛媛県知事 中村 時広 殿

申入れ者 住所 愛媛県松山市勝山2-3-1
氏名 一般社団法人愛媛県中小建築業協会
会長 佐々木 敬史

申入れ者 住所 愛媛県松山市三番町4-4-1
氏名 一般社団法人愛媛県木材協会
会長 菊池 正

建築大工等人材育成と地域工務店等による 愛媛県産材利用に関する建築物木材利用促進協定の締結の申入れ書

建築物木材利用促進協定の締結の方法及び公表事項を定める省令第1条第1項の規定により、次のとおり、建築物木材利用促進協定の締結を申し入れます。

構想の内容	<p>木造住宅等の施工に係る建築大工等の人材育成や県内における会員工務店での愛媛県産材等の利用拡大を通じ、2050年カーボンニュートラルの実現、林業や地域の活性化等に貢献する。また、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）第2条第2項に規定する合法伐採木材等を利用することにより、SDGsに貢献していく。</p> <p>建築物等における木材利用を促進するため、合法伐採木材やJAS構造用製材、集成材、CLT等の愛媛県産材の安定供給等の協力を行う。</p>
構想の達成に向けた取組の内容	<ol style="list-style-type: none">1) 木造建築の担い手である建築大工・設計者等の人材育成に向けて県内で育成研修会等を実施するとともに、人材を確保するため会員工務店主催の現場見学会や合同説明会等を実施する。2) 媛すぎ・媛ひのき等の良質な愛媛県産材を利用した木造住宅等の普及促進をはじめとする愛媛県産材の需要拡大を図る。3) 愛媛県産材や媛トラス・CLT等を活用した商品開発の推進を図るとともに、JAS構造用製材、集成材、CLT等の愛媛県産材の活用促進及び普及促進を図る。4) 原木生産から建築工事に至るまでの関係事業者との連携体制による木造住宅等の供給を促進するとともに、安定した地域材の流通と確保に積極的に取り組む。5) 合法伐採木材やJAS構造用製材、集成材、CLT等の愛媛県産材が安定的に供給できるよう努める。6) 愛媛県産材の利用促進が図られることの意義やメリットについて、積極的に情報発信する。
構想の対象区域	愛媛県
構想の達成に向けた取組の実施期間	協定締結の日から令和8年3月31日までとする。